

平成 25 年 2 月 13 日



仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市環境影響評価審査会
会長 持田 灯(仮称) 東部復興道路 (主要地方道塩釜亘理線外 1 線) 整備事業の
環境影響評価手続の簡略化について (答申)

平成 24 年 12 月 19 日付 H24 環環都第 1307 号で諮問のありました「(仮称) 東部復興道路 (主要地方道塩釜亘理線外 1 線) 整備事業の環境影響評価手続の簡略化について (諮問第 41 号)」に関し、次のとおり取りまとめたので、答申いたします。

記

1 手続簡略化の内容

本事業は、仙台市震災復興計画 (平成 23 年 11 月 30 日議決) に基づき、堤防機能を付加するために行う道路の新設又は改築の事業として位置づけられ、東部地域の住民や経済活動を営む人々の安全・安心のために、可能な限り早期の着工が求められていることを勘案し、仙台市環境影響評価条例 (以下「条例」という。) 第 3 章及び第 4 章に規定する手続に係る簡略化の内容について以下のとおりとすることは、やむを得ない。

(1) 準備書の縦覧期間の短縮

条例第 14 条第 1 項に規定する縦覧期間について、2 週間の範囲内で短縮すること。

(2) 準備書に対する意見書提出期間の短縮

条例第 16 条第 1 項に規定する環境の保全及び創造の見地から意見を有する者が事業者に対し意見を述べることができる期間の終了日を、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間から 2 週間までの間とすること。

(3) 準備書の作成について

条例第 13 条第 1 項の準備書の作成に際し、方法書に実施が記載された現地調査の一部を文献調査で代替すること。

この際、方法書に記載した期間、現地調査を継続し、その結果により環境影響評価を見直し、一般への公表、意見聴取及び応答の機会を設けるとともに、可能な限り環境影響評価審査会への報告を行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討し評価書に記載すること。

また、簡略化の影響を最小限にするため、事後調査制度の十分な活用などにより、工事着手後も必要に応じて追加的な環境保全措置を検討・実施すること。